

生活の困りごとを ご相談ください

どこに相談して
いいのかわからない

働きたいが仕事か
みつからない

自分が利用できる
制度やサービスは
ないだろうか

失業して家賃を
払えなくなりそう

生活困窮者自立支援法に基づく支援をしています。

羽 島 市

このようなお悩みのある方は ご相談ください

- ・失業や雇用先の事情等で十分な収入が確保出来なくなった。
- ・失業により家賃が払えず、家を退去させられるかもしれない。
- ・新たに仕事を探したいが、具体的にどうしていいかわからない。
- ・家族状況等に変化があり、生活が苦しくなった。
- ・収入はあるが、支出の管理が出来ず生活が苦しい。
- ・公的な支援や制度、社会的なサポートを受けたいが、どのような制度があって、どこに相談していいのかわからない。
- ・様々な問題があり、解決のためにどこからどう手を付けていいのかわからない。
- ・どこに相談して良いのかわからない。



このようなお悩みについて総合的に対応いたします。

また、より専門的な機関や窓口をご案内することも出来ます。

まず一度お気軽にご相談ください。

相談にあたっては秘密は必ず守られます

相談された内容については、法律で守秘義務が定められており、相談内容等が外に出るようなことはありません。

相談者の支援のために、他の機関などに必要な情報提供を行う場合についても、ご本人の意思を確認したうえで了解を取って提供いたします。安心してご相談ください。



ご相談により 具体的な支援について 一緒に考えます

例えばこんな支援が考えられます。

失業によって、家賃が払えなくなってしまった。



住居確保給付金の給付による家賃相当分の支援

※住居確保給付金の給付には条件があります。



仕事をみつきたいが、就職活動に不安がある。

就労支援員のハローワークへの随行や
専用窓口の利用

福祉制度など自分に使える制度がわからない。

利用できるサービスの案内や申し込みのサポート



問題解決のための専門的な手助けが必要。

より専門性の高い窓口への案内や
連携による情報交換



ご相談はこちらまで

羽島市の相談支援機関は
「羽島市役所 福祉課」
で受け付けています。

相談窓口

〒501-6292

岐阜県羽島市竹鼻町55番地 羽島市役所中庁舎1階 福祉課

受付時間 平日8:30~17:15まで

TEL 058-392-1111 (内線 2513)

E-mail fukushi@city.hashima.lg.jp

メールでのご相談については、対応・返信に時間を要することがあります。
早急な対応をご希望の方についてはお電話頂けますようお願いいたします。